

議第56号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「9,900」を「10,600」に、「13,400」を「14,300」に、「23,300」を「24,900」に、「6,000」を「6,400」に、「7,900」を「8,400」に、「13,800」を「14,800」に改め、別表第2第2項の表中「1,730」を「1,850」に、「3,800」を「4,060」に、「2,500」を「2,670」に、「1面2時間につき 800」を「1面2時間につき 860」に、「1面1時間につき 730」を「1面1時間につき 780」に、「350」を「370」に、「680」を「730」に、「1,030」を「1,100」に、「380」を「410」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。